

社会福祉法人設立の概要

平成29年4月

座間市福祉部福祉長寿課

目 次

1	社会福祉法人とは	1
2	社会福祉法人の行う事業	1
(1)	社会福祉事業	1
(2)	社会福祉事業に含まれない事業	3
(3)	公益事業及び収益事業	3
3	法人の組織運営	5
(1)	評議員	5
(2)	理事	6
(3)	監事	7
(4)	会計監査人	7
4	社会福祉充実計画	12
5	法人の資産	13
(1)	資産の所有等	12
(2)	資産の区分	13
6	法人の所轄庁	13
(1)	一般市	13
(2)	指定都市	13
(3)	都道府県	13
(4)	厚生労働大臣	13

1 社会福祉法人とは

社会福祉法人とは、社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の定めるところにより設立された法人です。社会福祉事業とは、社会福祉法第2条に定められている第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業であり、この社会福祉事業を行うことを目的としないものは社会福祉法人となることはできません。

2 社会福祉法人の行う事業

(1) 社会福祉事業

社会福祉事業は、第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業に分類されています。第一種社会福祉事業は、原則として、国、地方公共団体又は社会福祉法人でなければ経営できません。（社会福祉法第60条）

また、第二種社会福祉事業は、第一種社会福祉事業と異なり、その事業が行われることが社会福祉の増進に貢献するものであり、これに伴う弊害のおそれが比較的小さいため、その経営主体については制限がありません。

なお、社会福祉事業が法人の実施する事業のうち主たる地位を占めるものでなければいけません。

また、社会福祉法人は、社会福祉法第2条で規定されている社会福祉事業以外の事業のみでの社会福祉法人の設立はできませんので御注意ください。

ア 第一種社会福祉事業

- ① 生活保護法に規定する救護施設、更生施設その他生計困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設を経営する事業
救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設、宿所提供施設
- ② 生計困難者に対して助葬を行う事業
- ③ 児童福祉法に規定する以下の施設を経営する事業
乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設
- ④ 老人福祉法に規定する以下の施設を経営する事業
養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム
- ⑤ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に規定する障害者支援施設を経営する事業
- ⑥ 売春防止法に規定する婦人保護施設を経営する事業
- ⑦ 授産施設を経営する事業
- ⑧ 生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業

イ 第二種社会福祉事業

- ① 生計困難者に対して、その住居で衣食その他日常の生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応ずる事業
- ② 生活困窮者自立支援法に規定する認定生活困窮者就労訓練事業
- ③ 児童福祉法に規定する以下の事業
障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、小規模保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業
- ④ 児童福祉法に規定する以下の施設を経営する事業
助産施設、保育所、児童厚生施設、児童家庭支援センター
- ⑤ 児童の福祉の増進について相談に応ずる事業
- ⑥ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に規定する幼保連携型認定こども園を経営する事業
- ⑦ 母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する以下の事業
母子家庭等日常生活支援事業、父子家庭日常生活支援事業、寡婦日常生活支援事業
- ⑧ 母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する母子・父子福祉施設を経営する事業
母子・父子福祉センター、母子・父子休養ホーム
- ⑨ 老人福祉法に規定する以下の事業
老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業、複合型サービス福祉事業
- ⑩ 老人福祉法に規定する以下の施設を経営する事業
老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人福祉センター、老人介護支援センター
- ⑪ 障害者総合支援法に規定する以下の事業
障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業、移動支援事業
- ⑫ 障害者総合支援法に規定する以下の施設を経営する事業
地域活動支援センター、福祉ホーム
- ⑬ 身体障害者福祉法に規定する以下の事業
身体障害者生活訓練等事業、手話通訳事業、介助犬訓練事業、聴導犬訓練事業
- ⑭ 身体障害者福祉法に規定する以下の施設を経営する事業
身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設、視聴覚障害者情報提供施設
- ⑮ 身体障害者の更生相談に応ずる事業
- ⑯ 知的障害者の更生相談に応ずる事業

- ⑰ 生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業
- ⑱ 生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業
- ⑲ 生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業
- ⑳ 隣保事業
- ㉑ 福祉サービス利用援助事業
- ㉒ 社会福祉事業に関する連絡又は助成を行う事業

(2) 社会福祉事業に含まれない事業

次に掲げるものは、社会福祉事業と同じ内容の場合等であっても、社会福祉事業として取り扱わないこととなっています。

- ① 更生保護事業法に規定する更生保護事業
- ② 実施期間が6月（連絡助成事業にあつては3月）を超えない事業
- ③ 社団又は組合が行う事業であつて、社員又は組合員のためにするもの
- ④ 法第2条第2項各号の事業及び同条第3項第1号から第9号までに掲げる事業であつて、常時保護を受ける者が入所させて保護を行うものにあつては5人、その他のものにあつては20人（政令で定めるものにあつては10人）に満たないもの
- ⑤ 社会福祉事業の助成を行うものであつて、助成金額が毎年度500万円に満たないもの又は助成を受ける社会福祉事業の数が毎年度50に満たないもの

(3) 公益事業及び収益事業

社会福祉法人がその経営する社会福祉事業に支障がない限り、公益事業及び収益事業を行うことができます。

なお、公益事業及び収益事業は、「社会福祉事業に対して従たる地位にある」ことが前提であるため、年間事業費で社会福祉事業の額を超える事業運営はできません。

ア 公益事業

社会福祉法人が行う公益事業についての基本的な考え方は次のとおりです。

- ・ 公益を目的とする事業であつて、社会福祉事業以外の事業であること。
- ・ 当該事業を行うことにより、当該法人の行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのないものであること。
- ・ 当該事業は、当該法人の行う社会福祉事業に対し、従たる地位にあることが必要であること。
- ・ 社会通念上は公益性が認められるものであつても、社会福祉と全く関係のないもの

を行うことは認められないこと。

- ・ 公益事業において剰余金を生じたときは、当該法人が行う社会福祉事業又は公益事業に充てること。

公益事業には、例えば次のような事業が含まれます。

- ① 必要な者に対し、相談、情報提供、助言、行政や福祉・保健・医療サービス事業者等との連絡調整を行う等の事業
- ② 必要な者に対し、入浴、排せつ、食事、外出時の移動、コミュニケーション、スポーツ・文化的活動、就労、住環境の調整等（以下「入浴等」という。）を支援する事業
- ③ 入浴等の支援が必要な者、独力では住居の確保が困難な者等に対し、住居を提供又は確保する事業
- ④ 日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止に関する事業
- ⑤ 入所施設からの退院、退所を支援する事業
- ⑥ 子育て支援に関する事業
- ⑦ 福祉用具その他の用具又は機器及び住環境に関する情報の収集、整理、提供に関する事業
- ⑧ ボランティアの育成に関する事業
- ⑨ 社会福祉の増進に資する人材の育成、確保に関する事業（社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、保育士、コミュニケーション支援者等の養成事業等）
- ⑩ 社会福祉に関する調査研究等
- ⑪ 有料老人ホームを経営する事業

イ 収益事業

社会福祉法人が行うことができる収益事業については、次の要件を満たす限り、事業の種類には特別の制限はないものとされています。

ただし、当該法人の所有する不動産を活用して行う貸ビル、駐車場の経営、公共的、公共的施設内の売店の経営等の安定した収益が見込める事業が適当であるとされています。

- ① 法人が行う社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令第13条及び平成14年厚生労働省告示第283号に掲げるものに限る。以下③も同様。）の財源に充てるため、一定の計画の下に収益を得ることを目的として反復継続して行われる行為であって、社会通念上事業と認められる程度のものであること。

※この要件に該当せず収益事業として認められないもの

- ・ 当該法人が使用することを目的とする設備等を外部の者に依頼されて、当該法人の業務に支障のない範囲内で使用させる場合

会議室を法人が使用しない時間に外部の者に使用させる場合等

- ・ たまたま適当な興行の機会に恵まれて慈善興行を行う場合
- ・ 社会福祉施設等において、専ら施設利用者の利便に供するため売店を営む場合

② 法人の社会的信用を傷つけるおそれがあるもの又は投機的なものは適当でないこと。
なお、法人税法第2条第13号にいう収益事業の範囲に含まれない事業であっても、法人の定款上は収益事業として扱う場合もあること。

※この要件に該当せず収益事業として認められないもの

- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）にいう風俗営業及び風俗関連営業
- ・ 高利な融資事業
- ・ 前に掲げる事業に不動産を貸し付ける等の便宜を供与する事業

③ 当該事業から生じた収益は、当該法人が行う社会福祉事業又は公益事業の経営に充当すること。

④ 当該事業を行うことにより、当該法人が行う社会福祉事業又は公益事業の円滑な遂行を妨げるおそれのないものであること。

※この要件に該当せず収益事業として認められないもの

- ・ 社会福祉施設の付近において、騒音、ばい煙等を著しく発生させるようなおそれのある場合
- ・ 社会福祉事業と収益事業とが、同一設備を使用して行われる場合

⑤ 当該事業は、当該法人が行う社会福祉事業に対し従たる地位にあることが必要であり、社会福祉事業を超える規模の収益事業を行うことは認められないこと。

⑥ 母子及び父子並びに寡婦福祉法第14条に基づく資金の貸付を受けて行う、同法施行令第6条第1項各号に掲げる事業については、③は適用されないものであること。

3 法人の組織運営

社会福祉法人には、役員として理事及び監事を必ず置くこととされ、また評議員会及び評議員を置くこととされています。

(1) 評議員

評議員で構成される評議員会は、法人運営の基本ルール・体制を決定するとともに、役員
の選任・解任等を通じ、事後的に法人運営を監督する機関として位置付けられることとなる
ため、評議員については、「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」であるこ
とが必要です。

評議員の選任に当たっては、次の点に留意してください。

① 評議員の数は、理事の員数を超える数とすること。

※ただし、平成27年度における法人全体の事業活動計算書におけるサービス活動収益の額が4億円を超えない法人については、平成29年4月1日から3年間、4人以上であること（社会福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第21号）附則第10条及び社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成28年政令第349号）第4条）。

② 評議員の選任及び解任については、法人が定款で定めることとしているが、理事又は理事会が評議員を選任・解任する旨の定めは無効とされていること。

定款で定める方法としては、外部委員が参加する機関を設置し、この機関の決定に従って行う方法等が考えられること。

③ 評議員については、「社会福祉法人の適正な運営に識見を有する者」のうちから選任すること。

法人において「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」として適正な手続きにより選任されている限り、制限を受けるものではない。

④ 評議員は、法人の理事、監事又は職員を兼ねることはできないこと。

⑤ 評議員には、各評議員又は各役員配偶者又は3親等以内の親族が含まれてはならないことに加え、各評議員又は各役員と特殊の関係がある者も含まれてはならないこと。

(2) 理 事

理事は法人内部の事務を処理すると同時に外部に向かって法人を代表する役員であるため、社会福祉事業について熱意と理解を有し、かつ、実際に法人運営の職責を果たし得る者であることが必要です。

理事の選任に当たっては、次の点に留意してください。

① 理事は、6人以上でなければならないこと（法第44条第3項）。

② 社会福祉事業について熱意と理解を有し、かつ、実際に法人運営の職責を果たし得る者であること。

③ 理事のうちには、次に掲げる者が含まなければならない（法第44条第4項）

ア 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者（同項第1号）

イ 当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者（同項第2号）

ウ 当該社会福祉法人が施設を設置している場合にあつては、当該施設の管理者（同項第3号）

④ 理事には、理事本人を含め、その配偶者及び3親等以内の親族その他各理事と特殊の関係にある者（以下、理事の親族等特殊関係者という。）が理事の総数の3分の1を超えて含まれてはならないこと。

ただし、理事の親族等特殊関係者の上限は3人であること。

④ 理事長は、理事会の決定に基づき、法人の内部的・対外的な業務執行権限を有すること。

- ⑤ 理事長以外にも社会福祉法人の業務を執行する理事を理事会で選定することができること。

(3) 監事

監事は法人の監査機関であって、社会福祉法人については常置必須の機関とされています。監事の選任に当たっては、次の点に留意してください。

- ① 監事は、2人以上であること。
- ② 監事は、当該社会福祉法人の理事又は職員を兼ねることができないこと。
- ③ 監事には、次に掲げる者が含まれていること（法第44条第5項）。
 - ア 社会福祉事業について識見を有する者（同項第1号）
 - イ 財務管理について識見を有する者（同項第2号）
- ④ 監事には、各役員配偶者又は3親等以内の親族が含まれてはならないことに加え、各役員と特殊な関係がある者も含まれてはならないこと。
- ⑤ 監事には、公認会計士又は税理士を登用することが望ましいこと。

(4) 会計監査人

一部の法人に、会計監査人の設置が必要となりました。

会計監査人の選任に当たっては次の点に留意してください。

- ① 会計監査人は、公認会計士又は監査法人でなければならないこと（法第45条の2第1項）

また、公認会計士法（昭和23年法律第103号）の規定により、計算書類について監査することができない者は、会計監査人となることが出来ないこと。

具体的には、公認会計士法第24条又は第34条の11の規定により、公認会計士又は監査法人が当該社会福祉法人の役員等となっている場合については、会計監査人となることができないこと。
- ② 会計監査人の設置が義務付けられる法人は、前年度の決算における法人単位事業活動計算書（第2号の1様式）中の「サービス活動増減の部」の「サービス活動収益計」が30億円を超える法人又は法人単位貸借対照表（第3号の1様式）中の「負債の部」の「負債の部合計」が60億円を超える法人であること。

(注) 社会福祉法人の役員等の兼務及び役員等の親族等の特殊の関係について

1. 法人の役員・評議員・会計監査人・職員との兼務関係

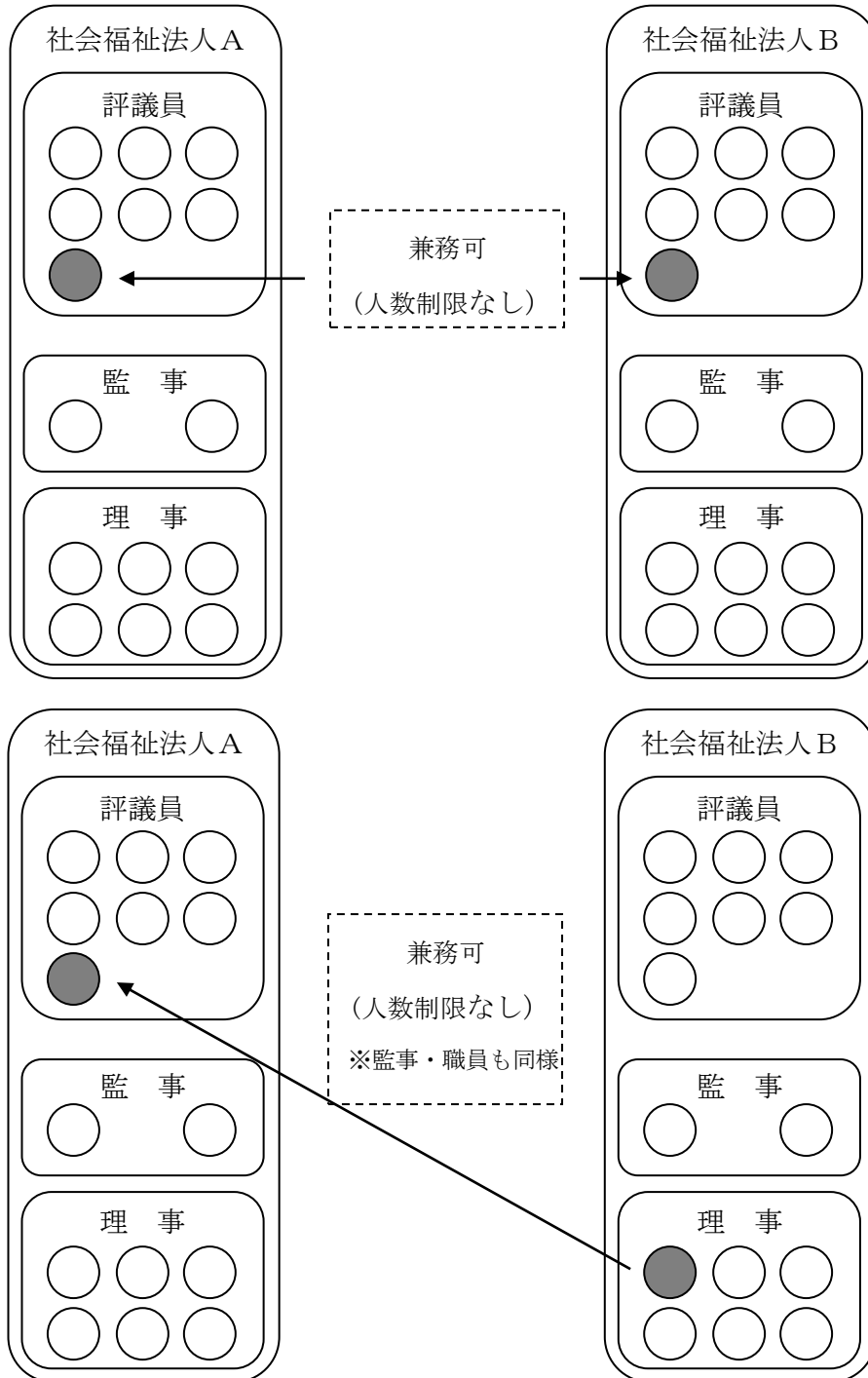
	会計監査人	監事	理事	評議員	職員
会計監査人	×	×	×	×	×
監事	×	×	×	×	×

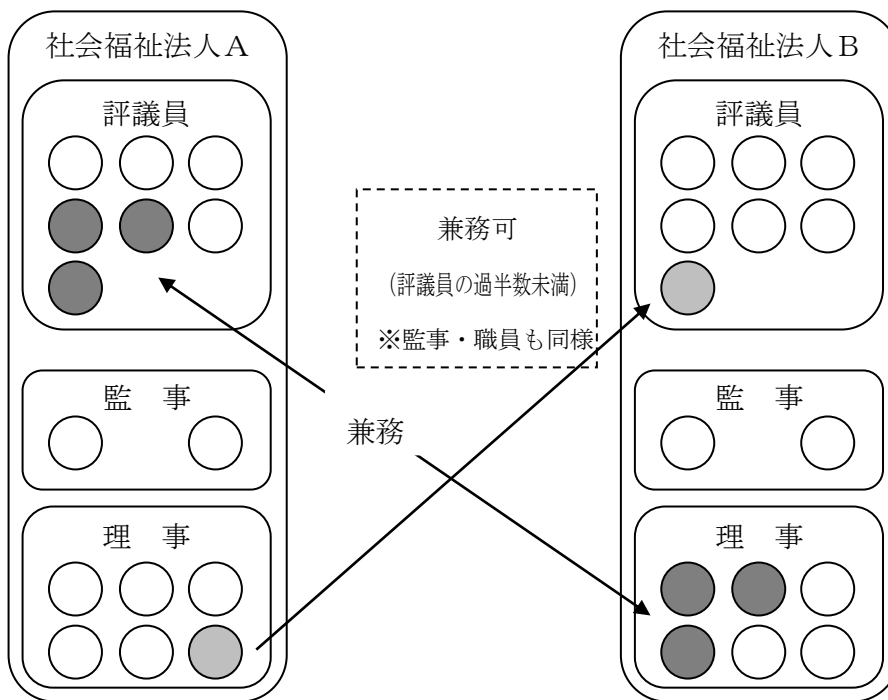
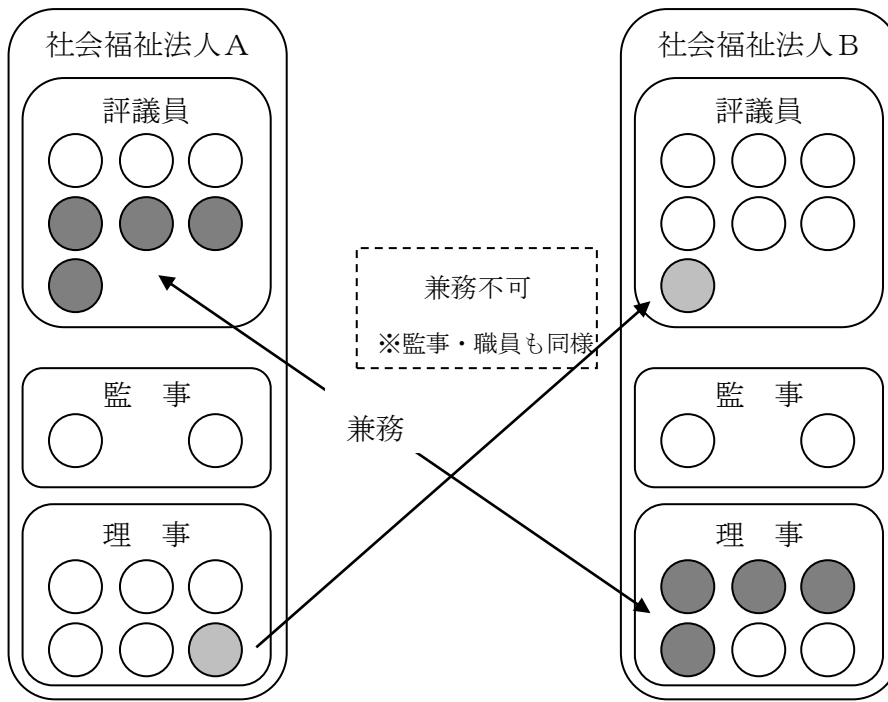
理事	×	×		×	○
評議員	×	×	×		×
職員	×	×	○	×	

2. 社会福祉法人における評議員の親族等の特殊の関係について

ア 当該評議員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者
イ 当該評議員の使用人
ウ 当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
エ イ及びウに掲げる者の配偶者
オ アからウまでに掲げる者の3親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
カ 当該評議員が役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人。）若しくは業務を執行する社員である他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員、業務を執行する社員又は職員（当該評議員及び当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の評議員の合計数の当該社会福祉法人の評議員の総数のうちに占める割合が、3分の1を超える場合に限る。）
キ 他の社会福祉法人の役員又は職員（当該他の社会福祉法人の評議員となっている当該社会福祉法人の評議員及び役員合計数が、当該他の社会福祉法人の評議員の総数の半数を超える場合に限る。）
ク 次に掲げる団体の職員のうち国会議員又は地方公共団体の議会の議員でない者（当該団体の職員（国会議員又は地方公共団体の議会の議員である者を除く。）である当該社会福祉法人の評議員の総数の当該社会福祉法人の評議員の総数のうちに占める割合が、3分の1を超える場合に限る。）
<ul style="list-style-type: none"> (1) 国の機関 (2) 地方公共団体 (3) 独立行政法人 (4) 国立大学法人又は大学共同利用機関法人 (5) 地方独立行政法人 (6) 特殊法人

評議員における特殊関係者





牽制関係を適正に働かせる観点から、社会福祉法人Aの評議員の過半数を社会福祉法人Bの役員が占める場合においては、社会福祉法人Aの役員又は職員が社会福祉法人Bの評議員となることはできない。

3. 社会福祉法人における理事の親族等の特殊の関係について

ア	当該理事と事実上婚姻関係と同様の事情にある者
イ	当該理事の使用人
ウ	当該理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
エ	イ及びウに掲げる者の配偶者
オ	アからウまでに掲げる者の3親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
カ	当該理事が役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人。）若しくは業務を執行する社員である他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員、業務を執行する社員又は職員（当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の理事の総数の当該社会福祉法人の理事の総数のうちに占める割合が、3分の1を超える場合に限る。）
キ	次に掲げる団体の職員のうち国会議員又は地方公共団体の議会の議員でない者（当該団体の職員（国会議員又は地方公共団体の議会の議員である者を除く。）である当該社会福祉法人の理事の総数の当該社会福祉法人の理事の総数のうちに占める割合が、3分の1を超える場合に限る。） (1) 国の機関 (2) 地方公共団体 (3) 独立行政法人 (4) 国立大学法人又は大学共同利用機関法人 (5) 地方独立行政法人 (6) 特殊法人

4. 社会福祉法人における監事の親族等の特殊の関係について

ア	当該役員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者
イ	当該役員の使用人
ウ	当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
エ	イ及びウに掲げる者の配偶者
オ	アからウまでに掲げる者の3親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
カ	当該理事が役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人。）若しくは業務を執行する社員である他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員、業務を執行する社員又は職員（当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の監事の総数の当該社会福祉法人の監事の総数のうちに占める割合が、3分の1を超える場合に限る。）
キ	当該監事が役員若しくは業務を執行する社員である他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員、業務を執行する社員又は職員（当該監事及び当該他の同一の団体の役

員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の監事の合計数の当該社会福祉法人の監事の総数のうちに占める割合が、3分の1を超える場合に限る。)

ク 他の社会福祉法人の理事又は職員（当該他の社会福祉法人の評議員となっている当該社会福祉法人の評議員及び役員の合計数が、当該他の社会福祉法人の評議員の総数の半数を超える場合に限る。)

キ 次に掲げる団体の職員のうち国会議員又は地方公共団体の議会の議員でない者（当該団体の職員（国会議員又は地方公共団体の議会の議員である者を除く。）である当該社会福祉法人の監事の総数の当該社会福祉法人の評議員の総数のうちに占める割合が、3分の1を超える場合に限る。)

- (1) 国の機関
- (2) 地方公共団体
- (3) 独立行政法人
- (4) 国立大学法人又は大学共同利用機関法人
- (5) 地方独立行政法人
- (6) 特殊法人

4 社会福祉充実計画

(1) 事業継続に必要な財産について

社会福祉法人は、毎会計年度、前会計年度の末日に保有する純資産から、基準日において現に行っている事業を継続するために必要な財産の合計額を控除し、社会福祉充実残額を算出します。

(2) 社会福祉充実計画の策定について

(1)で社会福祉充実残額が生じた社会福祉法人は、既存事業の拡充又は新規事業に活用するため、①社会福祉事業又はそれに類する事業、②地域公益事業、③その他の公益事業の順に実施を検討の上、社会福祉充実計画を策定し、所轄庁の承認を受けます。

5 法人の資産

(1) 資産の所有等

法人は、社会福祉事業を行うために直接必要なすべての物件について所有権を有していること、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていること。

なお、都市部等土地の取得が極めて困難な地域においては、不動産の一部（社会福祉施設を経営する法人の場合には、土地）に限り国若しくは地方公共団体以外の者から貸与を受けていることとして差し支えないこととするが、この場合には、事業の存続に必要な期間の地上権又は貸借権を設定し、かつ、これを登記しなければなりません。（特例有り。）

(2) 資産の区分

法人の資産の区分は、基本財産、その他財産、公益事業用財産（公益事業を行う場合に限る。）及び収益事業用財産（収益事業を行う場合に限る。）とすること。

① 基本財産

ア 基本財産は、法人存立の基礎となるものであるから、これを処分し、又は担保に供する場合には、法第30条に規定する所轄庁の承認を受けなければならない旨を定款に明記します。

イ 社会福祉施設を経営する法人にあっては、全ての施設についてその施設の用に供する不動産は基本財産としなければならないこと。ただし、全ての社会福祉施設の用に供する不動産が国または地方公共団体から貸与又は使用許可を受けているものである場合にあっては、1000万円以上に相当する資産（現金、預金、確実な有価証券又は不動産に限る。以下同じ。）を基本財産として有していなければなりません。

ウ 社会福祉施設を経営しない法人（社会福祉協議会及び共同募金会を除く。）は、一般に設立後の収入に安定性を欠くおそれがあり、設立において事業継続を可能とする財政基盤を有することが必要があるため、原則として1億円以上の資産を基本財産として有していなければなりません。

② その他財産

基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産は、すべてその他財産であること。

③ 公益事業用財産及び収益事業用財産

公益事業及び収益事業の用に供する財産は、他の財産と明確に区分して管理します。

6 法人の所轄庁

(1) 一般市

主たる事務所が市の区域内にある社会福祉法人であってその行う事業が当該市の区域を越えないもの。

(2) 指定都市

主たる事務所が指定都市の区域内にある社会福祉法人であってその行う事業が一つの都道府県の区域内において二以上の市町村の区域にわたるもの。

(3) 都道府県

社会福祉法人であってその行う事業が一つの地方厚生局の管轄区域内において二以上の都道府県の区域にわたるもの。

または、市町村の区域をまたいで事業を行うもの

(4) 厚生労働大臣

社会福祉法人でその行う事業が二以上の地方厚生局の管轄区域にわたるものであって、厚生労働省令で定めるもの。